

都市公園におけるドローン等の飛行について

本市では、原則として、都市公園におけるドローン等の飛行は認めておりません。航空法上の無人航空機の定義に該当しないドローン等も同様です。

ただし、一定の条件を満たす場合は、ドローン等の飛行をお認めできる場合があります。



ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE

○ドローン等の飛行が認められる対象

- **業としての撮影**のために飛行させるもの
- **実証実験や催し**に付随するもの
※催しの参加者が操縦するものは認められません。



※飛行の内容や公園の利用状況等により、お認めできない場合があります。詳細は、各区の土木事務所等にお問い合わせください。

○飛行が認められる条件

- 都市公園以外に余地がない又は都市公園以外では飛行の目的を達成できないこと
- 航空法上の登録番号を機体に表示すること（100グラム以上の場合）
- 必要に応じて、国土交通大臣の許可及び承認を得ていること
- 公園利用者の安全確保対策を講じること
- 催し参加者や公園利用者の上空を飛行させないこと
- その他都市公園または公園施設の管理上支障がないこと

など

裏面あり

○手続き

対象の行為に伴ってドローン等を飛行させる場合は、**行為許可の手続き**が必要です。行為許可の申請にあたっては、次の書類を添付してください。

- 航空法上の国土交通大臣の許可又は承認を得ている場合は、当該許可又は承認を受けたことが確認できる書類（許可・承認証の写し）
- ドローン等に関する飛行計画書（*）
- ドローン等の安全対策チェックリスト（*）
- 飛行させるドローン等の仕様が確認できる書類
- 安全対策図、飛行区域図
- その他公園管理者が必要と認める書類

*「ドローン等に関する飛行計画書」及び「ドローン等の安全対策チェックリスト」は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

千種土木事務所	781-5211	熱田土木事務所	881-7017
東土木事務所	935-8846	中川土木事務所	361-7581
北土木事務所	911-8165	港土木事務所	661-1581
西土木事務所	522-8381	南土木事務所	612-3211
中村土木事務所	481-7191	守山土木事務所	793-8531
中土木事務所	261-6641	緑土木事務所	625-4940
昭和土木事務所	751-5128	名東土木事務所	703-1300
瑞穂土木事務所	831-6161	天白土木事務所	803-6644

※ 次の施設で業としての撮影を行う場合は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

鶴舞公園	(緑化センター)	733-8340
名城公園(北園)	(フラワープラザ)	913-0087
庄内緑地	(グリーンプラザ)	503-1010
荒子川公園	(ガーデンプラザ)	384-8787
戸田川緑地		302-5321
白鳥庭園		681-8928
徳川園		935-8988
久屋大通庭園(フラリエ)		243-0511
中村公園		413-5525